

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第778号

昭和53年北海道告示第3728号(北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年9月19日

北海道知事 高橋 はるみ

2 売りさばき人の項南るもい農業協同組合の事項を次のように改める。

南るもい農業協同組合 平成14. 2. 1 南るもい農業協同組合小平支所

目次

告 示

○地方拠点都市地域の指定の一部改正.....(地域振興・計画局)	45
○知事権限に係る保安林の指定.....(治山課)	45
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正(出納局総務課)	45

告 示

北海道告示第776号

平成6年北海道告示第1381号(地方拠点都市地域の指定)の一部を次のように改正する。
平成18年9月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1の事項中「上磯郡上磯町、亀田郡大野町」を「北斗市」に改める。
- 2の事項中「、網走郡女満別町」を削り、「常呂郡端野町」を「網走郡大空町」に改める。

北海道告示第777号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
平成18年9月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉197の3
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

